地域住民による 災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ

（大規模地震の場合）

発生

- 3分
  - 身の安全の確保
  - 隣近所の確認（出火の有無，救助等の必要性の有無）
- 30分
  - 「地域の集合場所」に集合
  - 避難　（要配慮者等への支援を行いながら町単位で避難）
- 3時間
  - 避難所開設準備・開設
    - 準備のための開錠
    - 受入準備（安全点検等）
    - レイアウトづくり
    - 避難者への開設・受付開始（避難者数把握（名簿づくり等））
    - 居住スペースへの誘導と割り振り
- 24時間
  - 運営体制づくり
    - 運営協議会の設置
    - 会議の開催
    - □仮設トイレの設置
    - □飲料水の確保
- 48時間
  - 避難所運営
    - □行政との連絡体制の確立
    - □在宅被災者への対応
    - □物資確保
- 72時間
  - 避難所の安定化
    - □ルールの確立
    - □生活支援
    - □常用医薬品の確保
    - □居場所づくり
    - □プライバシー確保対策
    - □管理（衛生・食事・健康）の徹底
    - □相談体制の確立
    - □こころのケア（遺族含む）
- 1週間
- 3週間
  - 避難所統廃合
  - 閉鎖に向けた動き

撤収

○災害時要配慮者の救出・救助
○地域内の出火確認・初期消火，救出・救護活動，安否確認の継続

○けが人・病人の応急対応
○災害時要配慮者の振り分け

○町単位の安否確認終了
○災害時要配慮者への対応終了（緊急入所，福祉避難所）
○1週間をめどに安否確認終了

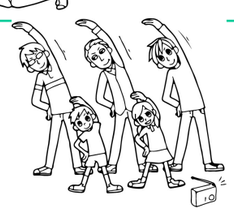

■区・支所災害対策本部　■消防
■施設管理者等　■その他連携

■災害現場対応

■職員の参集
■本部体制の確保など

3～72時間を目処に着手

■被災状況の把握
■避難所開設状況の把握
■食料，飲料水等の配分
■福祉避難所の開設
■死者・行方不明者への対応
■関係機関との連絡調整など
■運営協議会への参加
■災害ボランティアセンターの開設準備
■地域の担当者と連携・支援
■ライフラインの確保・確立

3日～3週間を目処に着手

■り災申告の受付
■義援金等の受付
■相談窓口の開設など
■家屋の応急危険度判定
■災害ボランティアセンター開設・運営（目標）
■施設再開へ向け準備
■学校再開へ（併存の可能性あり）
■本来機能の早期回復
■仮設住宅建設計画の具体化

京都市印刷物第 243092 号
平成 24 年 10 月発行

京都市行財政局防災危機管理室
〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450 番地の 2
TEL 075-212-6792　FAX 075-212-6790

京都市避難所運営マニュアル【概要版】

「京都市避難所運営マニュアル」では，“いのちと暮らしを守る”避難所運営につなげるため，「避難所開設・運営」の基軸となる３つの基本方針に基づき，「避難所開設手順・運営のポイント」及び時系列での「災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ」をまとめています。

避難所開設・運営の３つの基本方針

方針１　避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

まず「地域の集合場所」へ！ 避難は原則町単位で！

- 「地域の集合場所」を拠点に安否確認，初期消火活動，救出・救護活動を実施
  ※ 水害の場合は「避難準備情報・勧告・指示」発令時に直接避難。ただし，夜間や溢水等により，河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合は一時的に２階以上に待避

３日間は地域で助け合うこと 行政は体制が整い次第，支援に！

- 過去の災害事例から，発災直後には，住民自治による迅速な取組が重要。行政は，市職員の被災，行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより，３日間は地域に入ることが困難

方針２　避難所は被災者が暮らす場所と考え，自立支援，コミュニティ支援の場として取り組みます。

避難所は長期化も見越して運営

- 過去の災害事例から避難所生活は長期化（数箇月）が余儀なくされる
- 地域コミュニティの再生・更なる活性化につながる運営を！

方針３　要配慮者にも優しい避難所づくり，男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

災害時要配慮者とは

- 災害時に自力での避難等が困難で，配慮や支援が必要な，高齢者，障害のある人，乳幼児，児童，妊産婦，外国人など
  災害時には，誰もが要配慮者になる可能性があります。誰もが配慮し合い，関連死を予防することが避難所運営の大きな目標です。

男女共同参画の視点に配慮

- 運営協議会への女性の参加，男女別更衣室の設置，女性用品等の女性による配付，性別に偏らない活動分担など

『３・３・３の原則』　災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安

～3 分
自身の身の安全を確保

30 分
救助体制の確保，「地域の集合場所」に集まる！
安否確認，
救出・救護

3 時間
自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出

3 日間
全ての人の安否確認と安全な避難を行うことが理想。
避難所運営協議会の立ち上げやルールの設定など

3 週間～
（地震の場合）
避難生活の安定へ（避難所統廃合検討など）

地域住民による 避難所開設手順・運営のポイント

これだけは，はずせない!!

■避難所開設準備のための開錠･受入準備(安全点検)　避難所開設の第一歩！

＊事前に決められた鍵保管者が避難所にかけつけ，必要な箇所を開錠

■レイアウトづくり　あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします！

ポイント

＊まず，通路をつくる！
　― みんなが活動しやすい場所に
＊男女別更衣室は重要！
　― プライバシーを配慮
＊情報の整理と共有！
　― 複数の掲示板や立て看板等の工夫
＊要配慮者は通路側に！
　― トイレが使いやすいように

「福祉スペース」や「体調不良者等の一時休息スペース」も大切！

＜レイアウト例＞

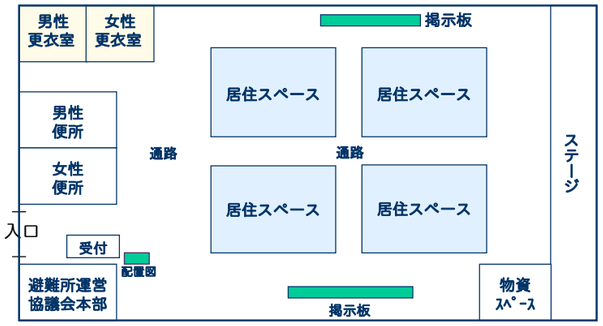

■避難所名簿づくり　人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります！

＊原則として，町単位で受付をし，まず避難者の概算人数(総数)を把握

■運営体制づくり　円滑な避難所運営のために，しっかりとした体制づくりが重要です！

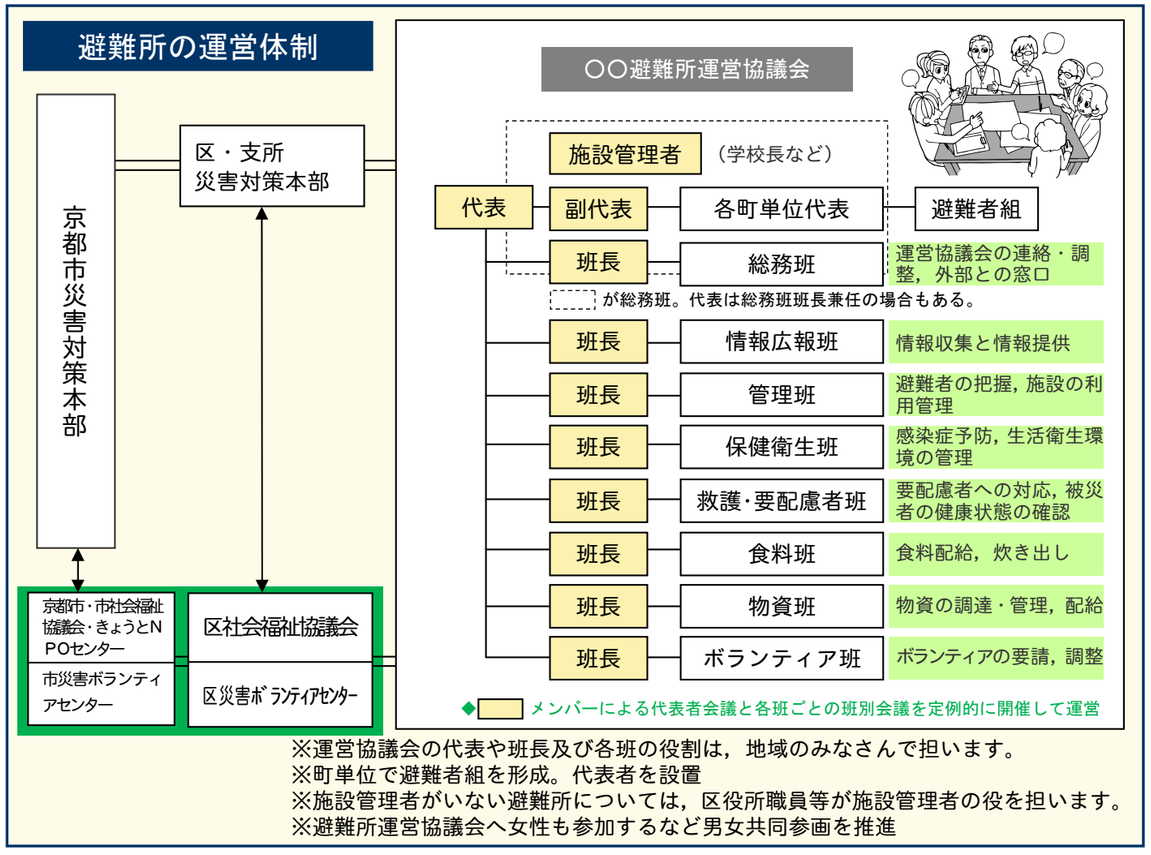

※運営協議会の代表や班長及び各班の役割は，地域のみなさんで担います。
※町単位で避難者組を形成。代表者を設置
※施設管理者がいない避難所については，区役所職員等が施設管理者の役を担います。
※避難所運営協議会へ女性も参加するなど男女共同参画を推進

■避難所運営で配慮が必要なこと　運営のルールづくりやお互いに配慮・工夫が必要！

＊不特定多数の人が混乱状態の中で避難し，生活する避難所では，お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

● ３つの管理が大切

衛生管理

＊手洗い場と調理場を分別
＊配食時など必ず手洗い，消毒
＊マスクを用意
＊残飯とごみ分別，残飯のバケツにはふた
＊手洗い，うがいの徹底　など

食事管理

＊身体にやさしい食事(塩分控えめ，野菜多め)の提供
＊地域の協力で炊き出しを！
＊時間を決めて食事
＊みんなで一緒に食べるよう心がけ

健康管理

＊１日５分でも体を動かす体操などの実施
＊個人の健康管理についてもルール化(口腔衛生管理，喫煙，飲酒など)
＊原則として，飲酒禁止

● その他配慮が必要なこと

円滑な運営のために・・・

＊情報を常に“見える化”
＊ペットへの対応
＊在宅被災者への情報提供，炊き出し・救援物資の配給
＊生活リズムを決め，生活のルールをつくる
　(起床や消灯の時間，朝礼・健康体操の時間，避難者参加の掃除当番や配食当番など)
＊観光客等帰宅困難者への対応

要配慮者に配慮したみんなに優しい避難所にするために・・・

＊トイレに工夫･･･洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
＊座った体勢で過ごせるよう工夫
＊プライバシーの確保と声かけなどの見守りへの配慮
＊子どもの居場所づくり
＊外国人への情報伝達を工夫

これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり，訓練を重ねてマニュアルを更新し，本当に災害がやってきた場合に，地域のみなさんで実際に助け合うことができるようにしましょう。

訓　練